

公共事業における電子契約の導入に係る事業者向け説明会：主な質疑応答

区分	No.	Q	A
対象	1	J Vの契約も対象になりますか？	J Vの契約も電子契約を利用可能です。
対象	2	変更契約についても電子契約の利用が可能でしょうか？	変更契約についても電子契約を利用可能です。 ただし、案件が対象になるかどうかは、当初契約額での判断になります。
対象	3	建設工事において、当初契約額が1億円を超えるかどうかははっきり分からない場合、電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出は、どう判断したらよろしいでしょうか？	電子契約を希望される場合は、念のため「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を御提出いただき、契約額が確定し対象になることが決定しましたら、正式にお申し付けください。
対象	4	将来、設計業務委託2万円未満の契約等、当面は対象外となる案件にも拡大する予定はありますか？	当面は今回説明させていただいた条件で運用しますが、将来的には対象範囲を拡大していく予定です。 なお、現時点では拡大時期は未定です。
アカウント作成	5	電子契約の流れを体験してみたいのですが、体験版はありますか？	あらかじめ無料アカウントを作成いただきますと、体験版を利用可能です。 ※無料アカウントを御利用の場合、月に5件まで署名依頼を行うことが可能です。なお、体験版というわけではなく、実際に電子署名とタイムスタンプが付与されますので、お試しで行う際には、アップロードする契約書に「テスト」や「デモ用」などと追記し、本契約ではないことを明記していただくことをお勧めいたします。
アカウント作成	6	契約締結後に無料アカウントを作成、という案内がありましたが、契約締結にはアカウントを使用しないのでしょうか？また、アカウント作成は有料ですか？	契約締結時にはアカウントは必要ありません。 また、契約締結後にアカウント作成を行う場合、無料アカウントをお申込みいただければ費用は発生いたしません。
アカウント作成	7	アカウントを登録しないと、契約書のダウンロードや電子契約締結証明書の閲覧等ができないのでしょうか？	契約書のダウンロードはアカウントがなくても可能ですが、電子契約締結証明書をダウンロードしたい場合はアカウントの作成が必要です。
アカウント作成	8	クラウドに保管された契約書は、誰でも閲覧する事ができますか？	無料アカウントの場合はユーザーを1名までしか登録できませんので、そのユーザーとしてログインできる方であれば閲覧できます。 一方で、有料アカウントの場合はユーザーを複数登録することが可能です。その場合はフォルダごとに閲覧権限を設定していただくことが可能です。
アカウント作成	9	無料アカウントについては、工事ごとに作成が必要でしょうか。それとも、一度作成すれば継続使用が可能でしょうか？	署名用のアドレスに変更がなければ、同じアカウントで利用可能です。
アカウント作成	10	無料でアカウント登録するときの名前は、担当者名前で良いですか？それとも、代表取締役の名前で登録した方が良いのでしょうか？	事前に提出いただいた「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の氏名のとおり御登録ください。
アカウント作成	11	電子契約を本社・支店・営業所でそれぞれ対応したいと考えていますが、アカウントを複数事業所単位で作成することは可能でしょうか？	無料アカウントの場合は、拠点ごとに作成いただくことが可能です。 一方で、有料アカウントを作成すれば、1つの有料アカウント内に複数ユーザーを登録することが可能ですので、複数ユーザーの文書をまとめて管理することが可能です。

公共事業における電子契約の導入に係る事業者向け説明会：主な質疑応答

区分	No.	Q	A
アカウント作成	12	「GMOサイン」のログイン時間に制限はありますか？	無操作状態が60分続きますと、タイムアウトとなります。
電子契約システムの利用方法	13	「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は、契約案件ごとに提出が必要なのでしょうか？それとも、年間委任状などのように、毎年度1回の提出で良いのでしょうか？	「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は、当面の間、入札等の案件ごとに、下記により発注機関に提出してください。 (事前審査型) 落札決定を受けた後、翌日までに発注機関に電子契約を希望する旨を連絡（後日速やかに提出） (事後審査型) <u>事後審査資料提出期限日までに発注機関に提出</u>
電子契約システムの利用方法	14	契約権限のある者と、契約担当者のメールアドレスが異なる場合、電子契約同意書メールアドレス確認書はどうしたら良いですか？	契約締結権限者が確認できるメールアドレスを御提出いただきますようお願いいたします。
電子契約システムの利用方法	15	アクセスコードは「電話」で口頭連絡が来ますか？それとも、「メール」で来るのか、どちらですか？ 県側で案件ごとに判断することになるのでしょうか？	各担当課の判断となります。基本的にはお電話にてお伝えする運用を想定しておりますが、今後電子契約の件数等が増えてきた場合はメールでの伝達も検討しております。
電子契約システムの利用方法	16	年号の記載は、西暦ではなく和暦での入力ですか？	和暦で入力いただきますようお願いいたします。
電子契約システムの利用方法	17	署名（承認）する前に、社内で回覧をしたいのですが、署名前に契約書案のダウンロード（又は印刷）ができますか？	署名画面から署名前に文書をダウンロードすることが可能ですので、その文書を社内で閲覧していただければと思います。
電子契約システムの利用方法	18	契約締結後に記載ミスが発見された場合はどのように修正すれば良いのでしょうか？	契約締結後に内容の修正は行えませんので、改めて変更契約を締結する形になります。

公共事業における電子契約の導入に係る事業者向け説明会：主な質疑応答

区分	No.	Q	A
ファイルのアップロード	19	設計業務委託の場合、アップロードするファイルは県から提供される添付書類のみだと思いますが、受注者がわざわざアップロードしないといけないのでしょうか？	従来の紙契約の運用と同様に、電子契約であっても受注者の皆様に一定の作業の御負担をお願いしたいと考えております。そのため、県からアップロードする文書につきましては、双方の署名が必要となる書類のみとさせていただきます。ただし、約款につきましては県であらかじめ添付させていただきます。
ファイルのアップロード	20	受注者側でアップロードする添付資料等に容量制限はありますか？	添付できるファイルは5ファイルまでです。1ファイル当たり最大20MB、かつ1契約当たり合計50MBまでとなります。
ファイルのアップロード	21	アップロードする設計図書等は、PPIからダウンロードしたものを使用するのでしょうか？、それとも、落札後発注者からいただけるのでしょうか？	受注者側でPPIからダウンロードをお願いいたします。
添付書類の取扱い	22	履行保証書原本は、どのような取扱いになるのでしょうか？	契約保証に関して、前払い会社の保証については電子保証という仕組みがあります。 履行保証契約や保険会社による保証契約に関しても、一部電子保証があります。 その場合は、PDFを添付してください。 そのほか、金融機関の保証や紙ベースで発行されるものは、別途発注機関へ紙ベースでの提出をお願いいたします。
添付書類の取扱い	23	これまで契約書の裏に貼付していた建退協掛金収納書は、どのように提出すれば良いのでしょうか？	契約日までに県側が確認できるよう郵送してください。
添付書類の取扱い	24	業務委託の契約について、現在、契約書以外に誓約書等を提出しておりますが、電子契約時にデータ添付するのか等、添付書類の指示はその都度いただけるのでしょうか？	誓約書に関しましては、現在の提出方法（紙ベース）で御提出ください。
契約書の取扱い	25	GMOサインのクラウド上に保管されているデータは原本で、紙に打ち出した場合は控えになると思いますが、PDFのまま自社のクラウドなどに保管していれば原本となるのでしょうか？	御認識のとおりです。
費用負担	26	電子契約したものを紙に出力した場合、印紙は必要ですか？	印紙は不要です。紙で出力した場合は原本性がないため、複写扱いとなります。
費用負担	27	年間のソフト費用、ランニングコストは発生しますか？	基本的に受注者の皆様の費用負担はありません。インターネット環境と電子メールアドレスのみ御用意ください。